

「共に育ち・学ぶ」を考えて(5)

福岡支部 藤田 幸廣

1 繰り返される春

毎年、保護者の元に「就学通知」が届き4月の入学式を迎えます。今回の教育基本法等々改正で子ども達が当たり前に地域で普通学校に就学できる保障は担保できただろうか。改正教育基本法（教育の機会均等）下記に新たに2項追文されました。読者の皆さんはこの追文を読まれて障害児も普通教育の保障がされたと思われるでしょう。

第四条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

しかし、果たしてそうなのでしょうか。特別支援学校教育の実施に伴い、その位置付けにしたものに過ぎない。では、学校教育法、学校教育法施行令の位置付けは文言の変化はあれ改正前と変わりのない内容です。

学校教育法施行令の第五条（入学期日等の通知、学校の指定）に、市町村の教育委員会は次年度小学校や中学校に入学予定の者に「就学通知」を出さなければならないとあります。「就学通知」が出される対象者、地域の普通学校に就学が認められうる子どもたちが、以下のように規定されています。

① 就学予定者のうち、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、第二十二条の三の表に規定する程度（別表参照）のもの（以下「視覚障害者等」という。）以外の者。

② 視覚障害者等のうち、市町村の教育委員会が、その者の障害の状態に照らして、当該市町村の設置する小学校又は中学校において適切な教育を受けることができる特別の事情があると認める者（以下「認定就学者」という。）

保護者が第五条の規定に不服がある。つまり、子どもを当たり前に地域で普通学校に就学できる様に市町村教育委員会に申し出る機会があります。

施行令第十八条の二 市町村の教育委員会は、翌学年の初めから認定就学者として小学校に就学させるべき者又は特別支援学校の小学部に就学させるべき者について、第五条（第六条第一号において準用する場合を含む。）又は第十一条第一項（第十一条の三において準用する場合を含む。）の通知をしようとするときは、その保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。

市町村就学指導委員会の実態は保護者の意見の表明に際し、選択の余地がないような一

面的情報提供や、誘導的説得による指導が行なわれ子ども達が障害を理由として、一般教育制度から排除されているのが現状です。

私的観点として

ここで押さえない最低限の第四条の各項文言を修正したらどうだろうか。これは憲法での障害が付記されていない点です。当時では障害を想定していない、しかし、憲法施行60年の現代において障害は特別な隠された位置ではない。憲法改正を施さなくても改正教育基本法にて規定できたのではないだろうか。

第四条の各項の文言を修正してみよう。1項に障害を追記する。2項でその障害の状態に応じを削除する。

また、教育上必要な支援ではなくこの条項の一部を修正すれば一定の基準が視えてきます。他の関連法の改正をすれば時間が掛かっても実施すべきでだと考慮します。

当然、規定で出来ない事由が改正教育基本法の根拠が（教育の目的）のにあります。

第一条には心身ともに健康な国民の育成を期しての文言があります。この心身ともに健康な国民の意図的な教育観については、わが国の歴史的な優生論的思想が根底に流れているでしょう。

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

今回は障害者権利条約第24条「教育」の視点から。

第二十二條の三 法第七十五條の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね〇・三未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のも
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね六〇デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のも
知的障害者	一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のも 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なも
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のも 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のも
病弱者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のも 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のも

備考

- 一 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。
- 二 聴力の測定は、日本工業規格によるオーディオメータによる。